

情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会における SCIS 優秀ポスター賞の選奨規定

情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会

令和 7 年 10 月 14 日制定

SCIS 実行委員会がポスターセッションの実施を決定し、併せて「SCIS 優秀ポスター賞」を制定する場合、当該賞の選定は、情報セキュリティ (ISEC) 研究専門委員会が定める本規定に則り厳正に実施するものとする。

- (1) 電子情報通信学会定款第 4 条ホ号及びヘ号に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は、「SCIS 優秀ポスター賞」と称する。
- (3) SCIS 優秀ポスター賞を選定するため、SCIS 実行委員会は SCIS 優秀ポスター賞選考委員会を設置する。
- (4) SCIS 優秀ポスター賞選考委員会の構成員は、SCIS 実行委員会から選出し、委員長を 1 名、幹事 1 名、委員若干名とする。
- (5) SCIS 優秀ポスター賞の授賞候補者は、ISEC 研究専門委員会主催の暗号と情報セキュリティシンポジウム(SCIS)のポスターセッションにおいて発表されたポスターの著者全員で、受賞件数は発表件数全体の 10%程度とする。
- (6) 選定は、SCIS 参加者による投票に基づき、SCIS 優秀ポスター賞選考委員会が行う。
- (7) SCIS 優秀ポスター賞は、賞状及び賞金とする。賞金は授賞 1 件につき 20,000 円とする。

付則

本規定の改訂は、ISEC 研専委員会の承認を得るものとする。

本規定は、ISEC 研専委員会の Web で公開する。